DAITO
TECHNICAL
SYSTEM

ご挨拶

まずはゴミの処理について、そして弊社に興味を持っていただきありがとうございます。

弊社の会社案内は冊子としてご提供しておりません。ゴミの処理に携わっている弊社の、環境問題への取り組みの一つです。お手数ですが、電子ファイルとしてお読みいただき、必要なときは印刷してご利用ください。

また、弊社の会社案内は、簡単ではありますが、弊社のゴミの処理について一連の流れをご理解いただけるように「取扱説明書」と称しております。弊社を御社のゴミ処理ツールとしてご活用いただければ幸いです。

さて、現在世間を騒がせている環境問題についてですが、皆様はどのようにお考えでしょうか。ゴミについては適正に処理されてさえいれば問題はない・・・ということはありません。ゴミを出さない取り組みが最も重要と私は考えます。弊社はゴミの収集運搬業者で、排出事業者様がいるからこそ成り立っている会社です。ですが、だからこそ私たち「ゴミ処理のプロフェッショナル」が率先してゴミを少なくし、お客様の負担を、強いては地球への負担を軽減すべく活動しなくてはならないと自負しております。

長くなってしまいましたが、折角興味を持ってくださったのです。最後までお読みいただき、弊社にご連絡いただけますよう、心よりお待ち申し上げております。

それでは、弊社の会社概要からご一読ください。

株式会社　ダイトー･テクニカル･システム

代表取締役　丸山　勝一

■会社名	株式会社　ダイトー・テクニカル・システム
■所在地	〒124-0023　東京都葛飾区東新小岩 3-11-16
■連絡先	TEL：03-3691-3551
	FAX：03-3691-3552
■設立	昭和 58 年 2 月 18 日
■代表者	代表取締役　丸山　勝一
■資本金	1,000 万円
■事業内容	・廃棄物収集運搬事業
	事業系一般廃棄物、産業廃棄物の収集および運搬
	廃棄物処理にかかわるコストコンサルティング
	・小規模システム開発事業
	中小企業向けスタンドアロンシステムの受注開発
■保有車輌	・4t パッカー車　3 台
	・3t パッカー車　1 台
	・4t ダンプ　2 台
	・2t ダンプ　1 台
	・2t ダンプ(ロング)　1 台
■主要取引先	・イヌイ運送　株式会社
	・株式会社　岩瀬運輸機工
	・東京スバル　株式会社
■主要取引銀行	・みずほ銀行　葛飾支店
	・東京東信用金庫　浅草支店
■URL	http://www.daio-tec.com/
■E-Mail	info@daito-tec.com

■一般廃棄物

各自治体によって定められた方法により処理しなければならない廃棄物で、種類は「産業廃棄物に該当しない廃棄物」となります。

・許可保有区（2010 年 5 月現在）[※1]

　　葛飾区、江戸川区、江東区、墨田区、文京区、台東区、中央区、港区、千代田区

・弊社で回収可能な廃棄物

　　事業系で排出される、産業廃棄物以外の廃棄物全般

・回収形態

　　定期回収、臨時回収

　　※ともにお客様ご指定の場所、日時で可能

■産業廃棄物

都道府県（または指定都市）で定められた方法により処理しなければならない廃棄物で、その種類も都道府県（または指定都市）ごとに定められています。

・許可保有エリア（2010 年 5 月現在）[※2]

　　東京都、千葉県、千葉市、埼玉県

・弊社で回収可能な廃棄物

　　産業廃棄物のうち、特定管理として指定されたもの以外

・回収形態

　　定期回収、臨時回収

　　※ともにお客様ご指定の場所、日時で可能

・産業廃棄物に該当するもの（弊社対応可能なもののみ記載）

　　廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず

　　紙くず、木くず、繊維くず

　　※紙くず、木くず、繊維くずは「特定の事業活動」に伴って排出されたもののみが産業廃棄物に該当します。

[※1] エリア外も随時許可取得可能。

[※2] エリア外も随時許可取得可能。

■ご契約から回収までの流れ

1. お客様よりご依頼（お電話、電子メール、ホームページ上で承ります）
   ・お電話でのご依頼は 03-3691-3551 までご連絡ください。
   ・電子メールでのご依頼は info@daito-tec.com までご連絡ください。
   ・ホームページからのご依頼は http://www.daito-tec.com をご参照ください。
2. 弊社スタッフによりお見積りのご連絡（無料）
   ・概算のお見積りは即日可能です。
   ・必要に応じ、弊社スタッフによる現地・現状調査も行います。
3. 契約の締結
   ・回収物に応じて必要な書類を作成します。
   ・許可証の写しを契約書に添付いたします。
4. 回収の開始
   ・必要に応じて産業廃棄物管理票（マニフェスト）をお預かり致します。
5. コンサルティングの開始
   ・ 必要に応じて、回収実態からお客様のコスト削減を目的としたコンサルティングを行います。

■弊社とのご契約について

弊社とお客様の間で取り交わされるのは「収集運搬委託契約」となります。産業廃棄物の処分が同時に必要となりますので、お客様は別途、処分場との「廃棄物処分委託契約」が必要となります。

■処分場とのご契約について

・一般廃棄物の場合

東京都 23 区清掃工場が処分場となります。弊社との収集運搬委託契約のみで問題なく、その他自治体への申請等は弊社で行います。

・産業廃棄物の場合

弊社とは収集運搬委託契約のみとなり、別途処分場との契約が必要になります。処分場についてはお客様のご希望がない場合、弊社取引先の処分場をご紹介差し上げます。

■可燃物と不燃物

元来、私たちはゴミを「可燃物」と「不燃物」に分けて処理してきました。しかし、ゴミによる環境への影響が悪化するに伴い、この分別方法が変わってきました。

■分別は大きく分けて３つ

分別方法は大きく分けて以下の３つになります。

・資源物（コスト：小）
　紙類、鉄類、ビンやペットボトルなど再生利用可能なもの。
　例）古紙、ダンボール、空き缶などの鉄くず、ビン、ペットボトルなど

・一般廃棄物（コスト：小）
　資源物に該当しない、可燃性のもので「一般廃棄物」に該当するもの。
　例）茶殻、生ゴミ、割り箸など

・産業廃棄物（コスト：大）
　上記以外のもの。
　例）弁当ガラなどのプラスチック製品、ビニール製品、皮革製品など

※　事業規模やその形態により分別は異なります。

■大切なのはまとめること

廃棄物は、その種類により処分費用に差がありますが、資源物や可燃物に不燃物が混じっていると、すべてを不燃物（産業廃棄物）として処理しなくてはならないケースがあります。普段からの徹底した分別がゴミ処理コストの削減に大きく影響します。

Point！ダイトー・テクニカル・システムのコンサルティング

お客様の排出実態に合わせた分別案を、実際に回収しながら検討いたします。

また、ご要望により期間ごとの回収実績をご提供することも可能です。お客様の排出実績資料としてお役立ていただけます。

■収集運搬委託費と処分費用

一般廃棄物の場合は、お客様へご請求差し上げる収集運搬委託費に回収したゴミの処分費用が含まれています。

産業廃棄物の場合は、以下からお選びいただけます。

① 収集運搬委託費に処分費用を含めてご請求（弊社からの一括請求）

② 収集運搬委託費と処分費用を分けてご請求（処分費用については処分場から請求）

■資源物はリスクのある有価物

古紙やダンボールを筆頭にした「資源物」は専門業者に買い取ってもらうことが可能です。ですが、資源物の取引相場は変動が激しく、また単価が安いためにまとまった量が必要となり、収集運搬業者や処分業者などがこのリスクを吸収しているのが現状です。

Point！ダイトー・テクニカル・システムの場合

回収実績からお客様の実態に合わせたコンサルティングでしっかりと分別していただくことにより、資源物(＝有価物)の売却益で結果としてお客様にご負担いただく費用の軽減に努めています。
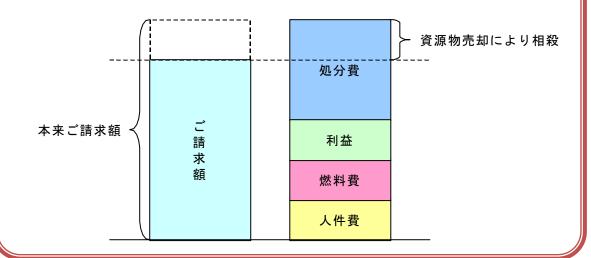
■廃棄物管理票（マニフェスト）とは

　廃棄物管理票（マニフェスト）とは、排出事業者（お客様）が廃棄物の処理を委託するにあたり、その種類や数量、収集運搬業者（弊社）、処分業者を記入し、廃棄物が実際に処分されるまでの流れを記録・管理するためのものです。排出事業者（お客様）、収集運搬業者（弊社）、処分業者各々で管理・保管することが義務付けられています。

　廃棄物管理票を作成することで、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認、証明することができ、環境汚染や社会問題である不法投棄を未然に防ぐことを目的としています。

■一般廃棄物管理票

　一般廃棄物の場合、1 日の平均排出量が 100kg（月平均 3t）以上となる場合、一般廃棄物管理票の作成・管理が義務付けられています。

　※自治体の条例となります。詳しくは自治体、または弊社にお問合せください。

■産業廃棄物管理票

　産業廃棄物の場合、その種類や数量にかかわらず産業廃棄物管理票の発行が義務付けられています。

Point！ダイトー・テクニカル・システムのサービス

　意外と面倒な書類管理。弊社ではお客様に書類管理に必要なファイルをご提供いたします。

　契約書や廃棄物管理票、排出実績などを適正に管理できるようお役立てください。